

平成十七年環境省令第二十四号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
法律第五十四条の規定により地方環境事務
所長に委任する権限を定める省令
（昭和四十八年法律第百十七号）第三十九条の二
の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規
制に関する法律第三十九条の二の規定により地方
環境事務所長に委任する権限を定める省令を次の
ようく定める。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法
律（以下「法」という。）に規定する環境大臣
の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事
務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らそ
の権限を行うことを妨げない。

一 法第四十三条第一項に規定する権限（法第四
十四条第一項に規定する権限の行使に係るもの
に限る。）
二 法第四十四条第一項に規定する権限

この省令は、平成十七年十月一日から施行す
る。

附 則 （平成二二年四月一日環境省令第
六号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行
する。